

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
CIL
IL
OTARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
CIL
IL
OTARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
CIL
IL

令和 2 年
小樽市議会

第 1 回 臨 時 会 議 案

目 次

議 案 番 号	件 名	ページ
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算	1
2	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	3
3	令和2年度小樽市病院事業会計補正予算	4
4	小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案	5
5	小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案	6
6	小樽市固定資産評価員の選任について	7
報告1	専決処分報告	8
報告2	専決処分報告	10
報告3	専決処分報告	12
報告4	専決処分報告	16
報告5	専決処分報告	18
報告6	専決処分報告	20

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,999,459 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,200,463 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 2 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 11,578,076	千円 11,939,362	千円 23,517,438
	1 国庫負担金	10,311,672	59,097	10,370,769
	2 国庫補助金	1,243,076	11,880,265	13,123,341
18 道支出金		3,505,782	29,549	3,535,331
	1 道負担金	2,858,449	29,549	2,887,998
20 寄附金		2	1,000	1,002
	1 寄附金	2	1,000	1,002
21 繰入金		1,645,265	29,548	1,674,813
	2 基金繰入金	1,580,834	29,548	1,610,382
歳入合計		58,201,004	11,999,459	70,200,463

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		1,967,528	1,000	1,968,528
	1 総務管理費	1,659,137	1,000	1,660,137
3 民生費		24,862,577	11,726,545	36,589,122
	1 社会福祉費	11,867,518	11,606,774	23,474,292
	2 児童福祉費	4,877,440	119,771	4,997,211
4 衛生費		4,600,163	15,914	4,616,077
	1 保健衛生費	1,959,036	15,914	1,974,950
5 労働費		72,561	10,000	82,561
	1 労働諸費	72,561	10,000	82,561
7 商工費		2,441,634	231,000	2,672,634
	1 商工費	2,441,634	231,000	2,672,634
10 教育費		3,095,664	15,000	3,110,664
	2 小学校費	1,091,375	9,500	1,100,875
	3 中学校費	887,125	5,500	892,625
歳出合計		58,201,004	11,999,459	70,200,463

令和 2 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「別表 歳入予算補正」による。

令和 2 年 5 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 2,802,367	千円 △118,194	千円 2,684,173
	1 介 護 保 険 料	2,802,367	△118,194	2,684,173
6 繰 入 金		2,265,609	118,194	2,383,803
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,265,609	118,194	2,383,803
歳 入 合 計		14,740,697	—	14,740,697

令和 2 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 2 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	11,882,220 千円	10,986 千円	11,893,206 千円
第 2 項 医業外収益	665,053 千円	10,986 千円	676,039 千円
支		出	
第 1 款 病院事業費用	12,361,468 千円	10,986 千円	12,372,454 千円
第 1 項 医業費用	11,889,105 千円	10,986 千円	11,900,091 千円

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	698,993 千円	4,928 千円	703,921 千円
第 2 項 他会計出資金	398,993 千円	4,928 千円	403,921 千円
支		出	
第 1 款 資本的支出	964,409 千円	4,928 千円	969,337 千円
第 1 項 建設改良費	300,000 千円	4,928 千円	304,928 千円

第4条 予算第9条中「210,697千円」を「221,683千円」に改める。

令和2年5月22日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市資金基金条例の一部を改正する条例

小樽市資金基金条例（昭和 3 9 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

小樽市新型コロナウイルス等感染症対策資金基金	新型コロナウイルス等の感染症対策の資金とするため
------------------------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス等の感染症対策のための寄附を受けたことに伴い、経済対策、医療従事者への支援等の資金とする目的で、新たに新型コロナウイルス等感染症対策資金基金を設置するためであります。

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例

小樽市介護保険条例（平成 1 2 年小樽市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項中「平成 3 1 年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「2 6, 9 6 0 円」を「2 1, 5 6 0 円」に改め、同条第 7 項中「平成 3 1 年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「3 9, 1 7 0 円」を「3 0, 1 9 0 円」に改め、同条第 8 項中「平成 3 1 年度から令和 2 年度までの各年度」を「令和 2 年度」に、「5 2, 1 1 0 円」を「5 0, 3 2 0 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の小樽市介護保険条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 3 1 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 2 年度の低所得者に係る保険料の軽減後の額を定めるためであります。

令和 2 年
小樽市議会

第 1 回 臨 時 会

議案第 6 号

小樽市固定資産評価員の選任について

次の者を本市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 5 月 2 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

上 石 明

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 2 2 日 提出

小樽市議会議員	丸 山 晴 美
同	酒 井 隆 裕
同	高 野 さくら
同	小 貫 元
同	川 畑 正 美

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間」を「令和 2 年 6 月 1 日から当分の間」に、「 100 分の 212.5 」とあるのは「 100 分の 197.5 」と、「 100 分の 227.5 」とあるのは「 100 分の 212.5 」を「 100 分の 225 」とあるのは「 100 分の 205 」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症対策の長期化に伴う市民生活への影響等に鑑み、議員の期末手当について、当分の間、その支給割合を引き下げることとするためであります。

専決処分報告

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 23 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 22 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和2年度小樽市一般会計補正予算

令和2年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,201,004千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		千円 1,570,765	千円 74,500	千円 1,645,265
	2 基金繰入金	1,506,334	74,500	1,580,834
歳入合計		58,126,504	74,500	58,201,004

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 1,965,928	千円 1,600	千円 1,967,528
	1 総務管理費	1,657,537	1,600	1,659,137
7 商工費		2,368,734	72,900	2,441,634
	1 商工費	2,368,734	72,900	2,441,634
歳出合計		58,126,504	74,500	58,201,004

専決処分報告

令和 2 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算を、地方自治法第 17 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 23 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 22 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和2年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和2年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,756,797千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 道 支 出 金		千円 10,686,963	千円 1,825	千円 10,688,788
	1 道 補 助 金	10,686,963	1,825	10,688,788
歳 入 合 計		13,754,972	1,825	13,756,797

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		千円 10,531,671	千円 1,825	千円 10,533,496
	2 出 産 育 児 等 諸 費	28,511	1,825	30,336
歳 出 合 計		13,754,972	1,825	13,756,797

専決処分報告

小樽市税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年小樽市条例第 1 5 号）を、
地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 3 1 日別紙のとおり
専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 2 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例等の一部を改正する条例

(小樽市税条例の一部改正)

第1条 小樽市税条例（昭和25年小樽市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第24条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第24条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第31条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第37条の2の見出し及び第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第77条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第79条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、法施

行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第79条第1項中「第77条第2項」を「第77条第3項」に改める。

第130条第2項中「第349条の3第10項、第12項及び第26項」を「第349条の3第9項、第11項及び第23項」に、「同項」を「前項」に改める。

附則第13条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第16条の3第2項を削り、同条第3項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「第15条第29項」を「第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第15条第30項第1号」を「第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第15条第30項第2号」を「第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第15条第30項第3号」を「第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第15条第31項第1号」を「第15条第28条第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第15条第31項第2号」を「第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第15条第33項第1号イ」を「第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第15条第33項第1号ロ」を「第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「第15条第33項第1号ニ」を「第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「第15条第33項第1号ホ」を「第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を

同条第14項とし、同条第17項中「第15条第33項第2号イ」を「第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第15条第33項第2号ロ」を「第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第16条の3第19項中「第15条第33項第3号イ」を「第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「第15条第33項第3号ロ」を「第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「第15条第33項第3号ハ」を「第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「第15条第44項」を「第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「第15条第45項」を「第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「第15条第47項」を「第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同条中第27項を第25項とする。

附則第19条及び第20条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第24条及び第25条中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第31条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

(小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小樽市税条例等の一部を改正する条例（令和元年小樽市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 4 号を次のように改める。

(4) 削除

附則第 1 条第 5 号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 1 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 2 4 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第 2 4 条の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 2 4 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、平成 3 1 年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分報告

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和 2 年小樽市条例第 1 4 号）を、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 3 1 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 2 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小樽市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小樽市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

第22条中「3箇月」を「3か月」に改める。

付則第3条第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の小樽市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下単に「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷

病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

専決処分報告

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年小樽市条例第 1 6 号）を、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 2 3 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 2 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小樽市国民健康保険条例（昭和34年小樽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「同法第8条第4項」を「同条第4項」に改める。
付則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第9条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、前項の規定による労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日の初日（以下「就労不能起算日」という。）から起算して1年6月を超えないものとする。

3 傷病手当金の額は、1日につき、就労不能起算日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その金額に、

5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第10条 前条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第11条 前条に規定する者が、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第9条から第11条までの規定は、改正後の付則第9条第2項に規定する就労不能起算日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

専決処分報告

小樽市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年小樽市条例第 17 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 23 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 22 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

小樽市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小樽市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、広域連合条例第17条第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた場合は、この限りでない。

附則に次の1項を加える。

（本市において行う事務の特例）

- 3 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年北海道後期高齢者医療広域連合条例第4号）附則に定める場合における第2条第1号の規定の適用については、同号中「葬祭費」とあるのは、「葬祭費及び広域連合条例附則第5条の傷病手当金」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。